

八潮監告示第7号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、八潮市長及び八潮市教育委員会教育長から令和6年度定期監査（令和5年度後期分）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和6年8月28日

八潮市監査委員 村川大志

八潮市監査委員 林雄一

八潮総第169号
令和6年8月27日

八潮市監査委員 村川大志様
八潮市監査委員 林雄一様

八潮市長 大山忍

令和6年度定期監査（令和5年度後期分）の指摘事項について（通知）

令和6年7月24日付け八潮監第10号により提出された令和6年度定期監査（令和5年度後期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(1) 伝票関係

①普通旅費について

- ・普通旅費において、出張旅費の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（人権・男女共同参画課、市民課）

(2) 契約関係

①単価契約について

- ・消耗品の単価契約において、重複して契約をしているものが認められた。

（アセットマネジメント推進課）

(3) 会計年度任用職員関係

①報酬・給料について

- ・報酬の日割り計算の誤りにより支給額を誤っているのが認められた。（人事課）
- ・特別休暇（短期介護休暇）の取扱いの誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（障がい福祉課）

②費用弁償・通勤手当について

- ・勤務日の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。

（子ども家庭支援課、保育課、道路治水課）

- ・通勤届において、決定した定期券代の金額誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(長寿介護課)

③時間外勤務手当について

- ・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(市民税課、資産税課、長寿介護課、子ども家庭支援課、保育課、リサイクルプラザ)

⑤給与改定に伴う差額について

- ・給与改定に伴う差額計算において、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率の設定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(人事課)

2 措置内容

別紙「令和6年度定期監査（令和5年度後期分）措置事項報告書」のとおり

<p>(3) 会計年度任用職員関係</p> <p>① 報酬・給料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬の日割り計算の誤りにより支給額を誤っているのが認められた。 (人事課) ・ 特別休暇（短期介護休暇）の取扱いの誤りにより支給額を誤っているものが認められた。 (障がい福祉課) <p>② 費用弁償・通勤手当について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務日の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。 	<p>支出命令書に単価契約書の写しを添付しており、以降の同票起票の際には、単価契約書の写しを省略し確認しにくかったことも原因です。</p> <p>前年度からの在庫に余裕があっても、年度当初に一度発注し、納入実績をつくり、履歴で確認できるようにすること、また、発注の都度、発注伺いに単価契約書を添付することで複数人による確認を実施することにより、再発防止に努めます。(アセットマネジメント推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬の日割り計算の誤りによる支給額の誤りについては、日割り計算の計算方法の確認が不十分であったため、支給額に誤りが生じました。 対象職員に対しては内容を説明のうえ、精算しました。 今後は、計算方法の確認や複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。(人事課) ・ 「八潮市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」の理解、適用が誤っていたことによるものです。 本人に説明し、有給休暇で対応することになりました。 今後は、規則の適用に当たり、解釈に誤りがないよう努めます。 (障がい福祉課) ・ 本件については、日額支給対象の職員の費用弁償1日分について、有給休暇取得日
--	---

(子ども家庭支援課、保育課、道路治水課)

を見落とし、支給額に誤りが生じたものです。

対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和6年5月9日に過払い分の戻入手続きをしました。

今後は複数人により確認を行い再発防止に努めます。(子ども家庭支援課)

・出勤簿の確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。

対象職員に対しては内容を説明のうえ、精算しました。

集計、支払い処理にあたっては、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。(保育課)

・本人の都合により、1月途中で退職したフルタイム会計年度任用職員について、有給休暇により1月の出勤がなかったにもかかわらず、誤って、退職日までの日割り計算をして通勤手当を過払いしてしまったものです。

過払分については、誤った処理が判明した5月に、該当職員に説明をして返金してもらい、歳出戻入処理を行いました。

今後は判断に迷うようなケースについては、関係例規を確認したり、人事担当に確認をするなどして再発防止に努めます。

(道路治水課)

・通勤届において、決定した定期券代の金額誤りにより支給額を誤っているものが認められた。

(長寿介護課)

・本人の申出の金額で支払ってしまい、確認を怠ったため金額を誤ってしまいました。

多く支払った60円を返還してもらい戻入を行いました。

今後は、請求額が正しい金額か定期券の

③時間外勤務手当について

・時間外勤務時間の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(市民税課、資産税課、長寿介護課、子ども家庭支援課、保育課、リサイクルプラザ)

写しで確認し、正しい金額を支払います。
(長寿介護課)

・集計時の時間繰上げ処理が漏れたため、時間外手当の過少支給となってしまいました。

対象職員に説明のうえ、時間外手当を精算しました。

今後は、集計時の留意点をよく確認したうえ、担当者及び決裁権者による複数確認を徹底します。(市民税課)

・時間外勤務時間の集計誤りについては、時間外(休日)勤務命令簿・週休日の振替簿兼休日の代休日の指定簿等の確認が不十分であったため、支給額に誤りが生じました。

対象職員に対しては、内容を説明のうえ、未払い分の支払いをしました。

今一度、勤務実績報告データの作成の際には、関係書類のチェックを徹底するなど再発防止に努めます。(資産税課)

・勤務した週に祝日があったため、25/100はつかないものと勘違いしてしまいました。

不足分 1,200 円を3月末に支払いました。

週休日に出勤した時間外手当についてマニュアル等を確認し、間違いのないよう支出します。(長寿介護課)

・本件については、出勤簿の確認が不十分であったため、支給額に誤りが生じたものです。

対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和6年5月9日に過払い分の戻入手続きをしました。

今後は複数人により確認を行い再発防止に努めます。(子ども家庭支援課)

・出勤簿、時間外勤務命令簿、時間外勤務記録簿の確認が不十分であったため、支給額に誤りが生じました。

対象職員に対しては内容を説明のうえ、精算しました。

集計、支払処理にあたっては、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。(保育課)

・時間外勤務手当の集計誤りについては、12月分の出勤簿及び時間外勤務命令簿の確認が不十分であったため、支給額に誤りが生じました。

指摘後、速やかに対象職員に内容を説明し、遅延利息と併せ追加支給しました。

今後は、出勤簿及び時間外勤務命令簿の確認を徹底するとともに、複数人により確認を行い、再発防止に努めます。

(リサイクルプラザ)

⑤給与改定に伴う差額について

・給与改定に伴う差額計算において、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率の設定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

(人事課)

・給与改定に伴う差額計算において、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率の設定誤りにより、差額支給における支給額に誤りがあり、令和6年5月21日に不足していた金額について、追加支給を行いました。

対象となった職員の人数は「43人」、金額は「418,818円」となったものです。追加支給の対象となった方に対して

は、「正誤表」を作成した上で個別に訪問し、支給誤りの原因等について説明したところです。

また、今後は複数人によるチェックを徹底するとともに、給与システムの金額が正しいものか検算を徹底するなど再発防止に努めます。(人事課)

八潮市監査委員 村川 大志 様
八潮市監査委員 林 雄一 様

八潮市教育委員会
教育長 井上 正人

令和6年度定期監査（令和5年度後期分）の指摘事項について（通知）

令和6年7月24日付け八潮監第10号により提出された令和6年度定期監査の指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

伝票関係

消耗品の購入において、伝票の入力誤りにより業者への支払額を誤っているものが認められた。（学務課）

会計年度任用職員関係

勤務日の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（小中一貫教育指導課）

通勤届において、決定した月額金額の誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（学務課）

時間外勤務手当について

時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（社会教育課）

期末手当について

基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（小中一貫教育指導課）

2 措置内容

別紙「令和6年度定期監査（令和5年度後期分）措置事項報告書」のとおり

令和6年度定期監査（令和5年度後期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1) 伝票関係</p> <p>②消耗品について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品の購入において、伝票の入力誤りにより業者への支払額を誤っているものが認められた。(学務課) <p>(3) 会計年度任用職員関係</p> <p>②費用弁償・通勤手当について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務日の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(小中一貫教育指導課) ・通勤届において、決定した月額金額誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(学務課) 	<p>令和6年3月25日に支払いをした消耗品の購入において、200円が未払いでした。当事業者に対して、伝票の入力誤りにより請求額に対して200円が未払いであったことを謝罪し、令和6年5月29日に未払い分の200円を支払いました。</p> <p>日額払いの会計年度任用職員の12月分について、人事課へのデータ提出時は出勤及び通勤回数を8日で報告しましたが、実際の勤務は7日（うち1日は年次有給休暇を取得）でした。翌月に、報酬は1日分、費用弁償は2日分を清算すべきところ、それぞれ1日分しか清算しなかったため、費用弁償1日分（200円）の過払いが生じてしまいました。</p> <p>ご本人に説明し、200円の過払いについて戻入処理を行いました。</p> <p>庁舎移転（教育委員会→新庁舎）に伴い、作成した通勤届の距離数が最短経路での作成ではなかったため、支給額誤りとなってしまったものです。当初の作成距離5.5kmで4,200円⇒最短距離での作成4.5kmで2,000円となり▲2,200円の差が生じたことを会計年度任用職員に説明し、令和6年1月、2月、3月分の差額合計6,600円は返金してもらいました。4月、5月分の差額合計4,400円は、6月、7月、8月支給分から相殺して調整しました。</p>

<p>③時間外勤務手当について</p> <ul style="list-style-type: none">・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(社会教育課) <p>④期末手当について</p> <ul style="list-style-type: none">・基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(小中一貫教育指導課)	<p>会計年度任用職員におきましては、出勤日以外の曜日に4日間、授業の準備や講師との打合せ等出勤していることを確認いたしました。未払い分におきましては、人事課に遅延利息分を計算してもらい、遅延利息分を含めて支払う予定です。今後におきましては、振替簿を作成し、出勤簿や年休簿を複数担当職員により確認をおこないます。</p> <p>期末手当の計算時に、9月の欠勤時間(9時間分)を含めておらず、支給額(2,057円)と差額(196円)に、未払いが生じてしまいました。</p> <p>ご本人に説明し、遅延利息28円とともに未払分2,253円をお支払いしました。</p>
--	---